

消費生活相談 の現場から

<事例>

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）※で知り合った人から、「簡単に儲かる海外のビジネスがある」と誘われた。人を紹介すると自分にもマージンが入るシステムだと説明されたが、ビジネスの内容や儲かる仕組みはよく分からなかった。「事業者のホームページから簡単に申し込みができる」というので、深く考えずに初期費用をプリペイドカードで決済し、入会した。契約書などは受け取っていない。

ところが、新たな入会者を獲得するのは難しく、月々の会費も負担なので解約することにした。しかし、海外の事業者に連絡を取ることができず、紹介者とも連絡が取れなくなってしまった。

※インターネット上の交流を通じて、社会的ネットワークを構築するサービスのこと。

<アドバイス>

マルチ商法は、正式には「連鎖販売取引」といいます。若者を中心にトラブルが多い取引なので、国内では契約から解約に

「海外のマルチ商法に 気をつけて！」



至るまで法律で細かく規制され、消費者保護が図られています。海外事業者が日本に対応窓口を設置している場合は、消費生活センターのあっせんが可能ですが、連絡先が海外のみの場合は直接交渉が難しく、解決は困難なのが実情です。

事例の連鎖販売取引は、法律で義務付けられている書面を交付していないので、クーリングオフが可能と思われませんが、海外の事業者ということでその実効性が不確定です。

SNSで知り合った人のなかには言葉巧みに近づき、意図的にメリットのみを伝え、デメリットを伝えずに、手取り早く儲かりそうな話をもちかけてくることも見受けられます。知らない人からの儲け話に安易に乗らず、信用できる人に相談するなどして、インターネットでの取引は慎重に検討しましょう。

問合せ 消費生活センター ☎ 495・6212（相談専用）



清瀬の風俗や郷土文化、伝統などを写真やイラストとともに紹介します。

キヨセ ケヤキ ロードギャラリー 作品紹介その1

清瀬駅北口を出て、けやき通りを北へ歩くと、通りの両側に24基の彫刻が設置された「キヨセ ケヤキ ロードギャラリー」が、街並みを彩っています。「きよせ地元学」では、今回から数回にわたって、「キヨセ ケヤキ ロードギャラリー」の作品を皆さんにご紹介します。第1回目は、清瀬市にゆかりのあるこちらの方々の作品です。

問合せ 郷土博物館 ☎ 493・8585

①「そりのあるかたち90」 1990年制作・黒花崗岩／木が自然に反るゆつたりとした感じや日本刀の反り、弦を引いた弓の緊張感を表現。

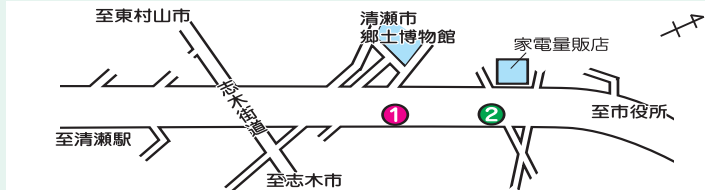


【作者紹介】

澄川喜一（1931～）

市内在住の彫刻家・清瀬市名誉市民。東京藝術大学彫刻専攻科を修了。平櫛田中賞、中原悌二郎賞優秀賞などを受賞。元東京藝術大学学長。新制作協会会員。日本藝術院会員。

作品配置場所



②「花のころ」 1989年制作・ブロンズ／作者は具象彫刻を主とし、作品のなかにみる素朴な人体像は、独特な存在感を与えている。



【作者紹介】

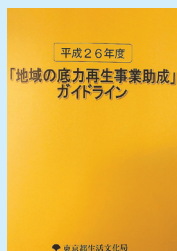
城田孝一郎（1928～）

市内在住の彫刻家。東京藝術大学彫刻専攻科を修了。中原悌二郎賞優秀賞、作品「砂上の女」で平櫛田中賞などを受賞。元沖縄県立芸術大学教授。新制作協会会員。

地域の“チカラ” 向上プロジェクト

「自治会でイベントを行いたいけど資金がない」「市では自治会に対する助成はないのですか」などのお問い合わせを市へいただきます。

東京都では、地域の担い手である町会や自治会の皆さんが行う活動に対する助成を行っています。



「地域の底力再生事業助成」ガイドライン

地域の課題を解決するための先駆的な取り組みや、地域の活力を向上させ、住民同士の共助を推進する事業に対して、東京都から助成金が支給されます。自治会活動の資金でお悩みの方は、ぜひ一度ご相談ください。

◆地域の底力再生事業助成

<<対象事業>>

- ① 地域の課題解決のための取り組み
- ② ①のうち、東京都が取り組む特定施策の推進につながる次の取り組み
 - ・ 防災または節電活動
 - ・ 青少年健全育成活動
 - ・ 高齢者の見守り活動
 - ・ 防犯活動

「ご存じですか？ 自治会活動助成金」

<<助成金額>>
単一自治会の場合＝1事業あたり20万円が上限

<<募集期間>>

- ・ 5月30日(金)まで
- ・ 6月2日(月)～8月29日(金)
- ・ 9月1日(月)～11月7日(金)

※事前相談の締め切りは各募集期間締め切りの1週間前までです。

※平成27年3月31日(火)までに実施・完了する事業が対象です。交付の可否は各締め切り日の約1か月後に決定します。交付決定前に終了する事業は対象外です。

問合せ 東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課活動支援国際係 ☎ 03・5388・3166 または企画課市民協働係

円卓会議の開催日程

- 芝小・四小＝5月19日(月)午後2時～、四中会議室
- 三小＝5月21日(水)午後3時～5時、三小被服室
- 六小＝決定次第、市ホームページなどでお知らせします。
- 七小＝5月10日(土)、七小大会議室

健康ナビ

清瀬市薬剤師会には、大学病院などから次のような声が寄せられます。

「薬の服用状況・アレルギーの有無、過去の副作用情報、実際に飲んでいる薬の名前を確認してから診察と処方を行いますので、患者さんには診察時にお薬手帳を持参していただけてください。」

お薬手帳とは、「いつ」「どこで」「どんな」お薬を処方してもらったかを記録しておく手帳のことです。薬局で薬を処方してもらうときなどに作ることができます。

お薬手帳は、患者さんの健康を保つための重要な働きをしてくれるので、多くの医療機関で活用されています。

例えば前立腺肥大症などの薬を飲んでいる方の場合、耳鼻科で鼻水止めなどを処方されると、尿が出にくくなってしまうことがあります。お薬手帳を使うことによって、薬の飲み合わせによる健康被害を防ぐことができるのです。

また、過去に起きた副作用をお薬手帳に記載しておくこと

「活用しましょう！ お薬手帳」



で、副作用の再発を防止することができます。健康食品と薬の飲み合わせや、健康食品による健康被害のチェックも行えます。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）※を希望される方は、お薬手帳にジェネリック医薬品希望のシールを貼っておくことで、ジェネリック医薬品を優先して調剤することができます。

お薬手帳は「持ち出し可能なあなたのカルテ」と言えるほど、大切な情報が詰まっています。保険証・診察券と一緒に持ち歩き、薬局では処方箋と一緒に提出してください。

※新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、厚生労働省から先発医薬品と効き目や安全性が同等であると承認されたもの。開発期間や経費が新薬に比べて抑えられているため、一般的に3～5割程度安価となっている。

問合せ 健康推進課